

令和5年台風第13号により 被害に遭われた方へお知らせ

被害に遭われた市民の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。
南相馬市は、被災者の皆様に寄り添いながら、全力で復旧・復興を進めてまいります。

■住まいが被害を受けた時に最初にする事

1. 家屋の被害状況を写真で記録する

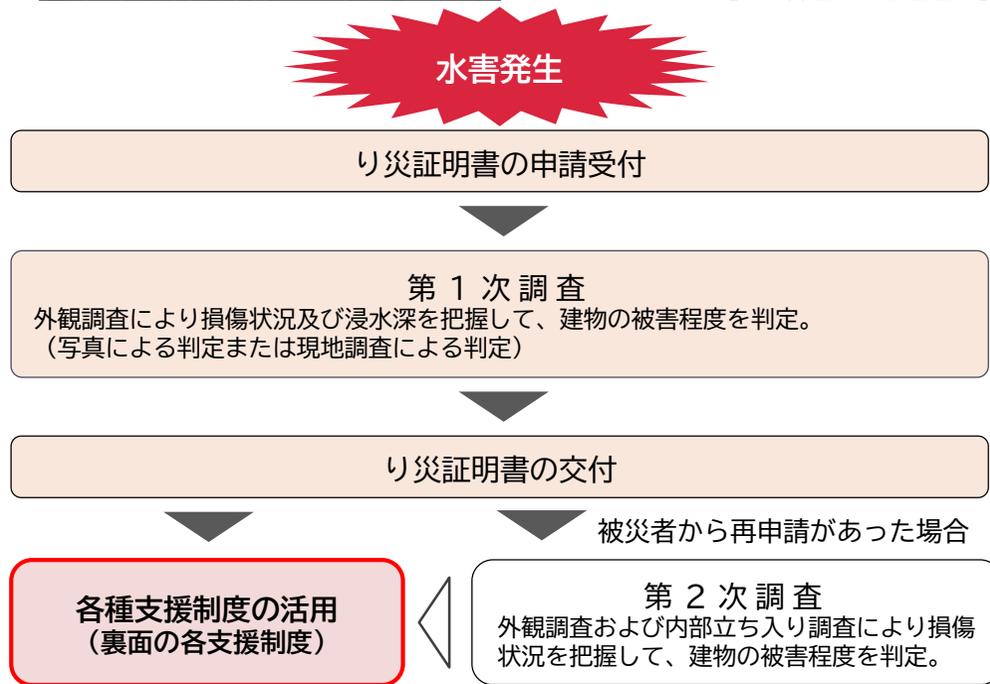
被害状況について、「全景」と「寄り」の写真を撮ってください。また、浸水の深さが分かるように撮ってください。
り災証明書の申請や各種支援制度などの手続きに必要となります。

2. り災証明書の申請をする

り災証明書とは、家屋の災害による被害の程度を判定して発行する証明書です。
り災証明書は、各種支援制度などを活用する場合に必要な重要な書類となります。

被害の程度	認定基準
全壊	住家全体に対する損害割合が50%以上のもの。 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊したもの、または住家の損害が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
大規模半壊	住家全体に対する損害割合が40%以上50%未満のもの。 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
中規模半壊	住家全体に対する損害割合が30%以上40%未満のもの。 居住する住家が半壊し、壁や床、天井など室内に面する部分に過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
半壊	住家全体に対する損害割合が20%以上30%未満のもの 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。
準半壊	住家全体に対する損害割合が10%以上20%未満のもの。 住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。
一部損壊	住家全体に対する損害割合が10%未満のもの。

■住家等建物被害調査・認定の流れ



【参考】水害に係る損害割合の判定基準

第1次調査	第2次調査
住家流出または床上1.8m以上の浸水	各部位の損傷程度等から住家の損害割合を判定 [調査部位] 外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備
床上1m以上1.8m未満の浸水	
床上0.5m以上1m未満の浸水	
床上0.5m未満の浸水	
※第1次調査では判定をされない部分	
床下浸水	

【り災調査について】
市は、被災者からり災証明書の申請を受付した後、国が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて調査等を実施します。

南相馬市「防災メール」登録はお済みですか？

市では、防災情報などの最新情報を電子メールでいち早くお知らせする「防災メール」を配信しています。



【登録手順】
QRコードを読み取り、空メールを送信
返信されてくる登録サイトにアクセスして、登録する

【危機管理課 24-5232】

令和5年台風第13号による被害への支援制度一覧

Ver.1.0
令和5年9月12日時点

支援制度の詳細は
市ホームページを
ご確認ください。



市は、台風で被害に遭われた方へ以下の支援制度を設けています。各制度の申請、お問合せは担当課までお願いします。

項目	支援制度	内容	り災証明	り災証明の基準						備考
				一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上	
ごみの処分など	家庭からの災害ごみの搬入 (生活環境課 24-5231)	災害により発生した、家庭からの災害ごみ搬入許可の申請受付を行っています。申請受付時に、搬入方法の案内をします。	不要	災害ごみの受け入れが可能です。担当課(生活環境課、各区市民総合サービス課)まで申請してください。						受付中
	被災家屋等の解体撤去 (生活環境課 24-5231)	災害により被害を受けた、家屋等で、生活環境の保全上、支障のあるものについて、市がその所有者に代わって解体撤去等を行います。	必要	詳しい内容等は、決定次第、お知らせします。申請受付開始まで、もう少々お待ちください。						事前相談実施中
消毒薬の配付	床上浸水した家庭等への消毒薬の配付 (健康づくり課 23-3680)	台風第13号で床上浸水した家屋の消毒のために使用する、消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム)を配付します。	不要	/						受付中
住宅等の修繕・補修	住宅の応急修理制度 (建築住宅課 24-5255)	災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の応急修理について、市が事業者に修理費用を支払います。 ①半壊以上 修理限度額70万6千円 ②準半壊 修理限度額34万3千円	必要		○	○	○	○	○	事前相談実施中
仮住居の提供	市営住宅一時入居事業 (建築住宅課 24-5253)	自宅が被災した市民に対して、空き部屋となっている市営住宅を提供します。	必要			○	○	○	○	受付中
土砂・がれきの撤去	土砂災害復旧工事支援助成金 (都市計画課 24-5251)	災害により土砂が流入又は流出し、住宅等に被害を受けた所有者が、その土砂等の除去又は埋め戻しを行う場合に、その費用の1/2を助成します。 ①助成対象 :20万円以上の費用 ②助成上限額:50万円	必要	○	○	○	○	○	○	受付中
見舞金の支給	災害見舞金 (社会福祉課 24-5321)	災害を受けた住家に現に居住する者に見舞金を支給します。 ①全壊世帯 1世帯10万円+被災者1人につき2万円 ②半壊世帯 1世帯5万円+被災者1人につき1万円 ③床上浸水 1世帯3万円 ※半壊・全壊世帯と床上浸水の見舞金は重複しません。	必要			○	○	○	○	受付中
生活資金貸付	災害援護資金貸付金 (社会福祉課 24-5321)	被災した世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付を行います。 ①貸付金額150万円～350万円(被害の種類、程度、所得要件による) ②償還期間10年 ③利率 保証人あり 無利子 保証人なし 1.5%	必要			○	○	○	○	受付中